

## テクニカルサポート利用規約 【通信端末修理費用保険特典付】

### 第1条（規約の適用）

1. 「テクニカルサポート利用規約【通信端末修理費用保険特典付】」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ハルエネ（以下「当社」といいます。）が第3条第1号に規定する電力供給サービスに附帯するサービスとして提供する「テクニカルサポート」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を規定するものです。
2. 本サービスの利用者は、本規約、第3条第2号に規定する電気供給約款及び第3条第6号に規定するG・O・G規約（以下これらを総称して「対象規約等」といいます。）に予め同意の上、その定めに従うものとします。

### 第2条（本規約及び本サービスの変更）

1. 当社は、本規約または本サービスの内容の全部または一部を、自由に変更、追加または廃止することができるものとします。
2. 当社は、本規約または本サービスの内容を変更した場合、変更後の本規約または本サービスの内容を当社が適切と判断する方法により利用者に通知するものとし、本規約または本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。

### 第3条（用語の定義）

本規約において、次の用語は、次の各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「電力供給サービス」とは、当社が提供する電力供給サービスをいいます。
- (2) 「電気供給約款」とは、電力供給サービスについて当社が別途定める約款をいいます。
- (3) 「電力供給契約」とは、電気供給約款に基づき利用者と当社間で締結する、電力供給サービスの利用契約をいいます。
- (4) 「利用者」とは、電力供給サービスに附帯して本サービスを利用する者をいいます。
- (5) 「訪問サポートサービス」とは、G・O・G株式会社（以下「G・O・G」といいます。）が提供する「オフィスネットワーク機器の訪問サポートサービス」をいいます。
- (6) 「G・O・G規約」とは、訪問サポートサービスについてG・O・Gが別途定める「オフィスネットワーク機器の訪問サポート利用規約（URL：[https://www.gog.co.jp/terms/office\\_visitsupport.php](https://www.gog.co.jp/terms/office_visitsupport.php)）」をいいます。

### 第4条（本サービスの内容）

1. 当社は、本規約に基づき、別紙1に詳細を定める本サービスを提供します。なお、本サービスの利用において必要となる訪問サポートサービスに関する契約の締結および訪問サポー

トサービスに関する各種手続は、利用者とG・O・G間にて行うものとします。

2. 当社が提供するサービスは本サービスに限定され、訪問サポートサービスは、利用者が別途G・O・Gと契約を締結することで、G・O・Gが訪問サポートサービスを提供するものとなります。したがって、当社はG・O・Gの提供する訪問サポートサービスについて、本サービスの範囲を超えて、利用者に対し一切の責任を負うものではありません。

#### 第5条（本サービスの利用料金および支払方法）

1. 本サービスの利用料金（以下「本料金」といいます。）は、月額金 1,078 円（税込）とします。なお、訪問サポートサービスの個別料金の支払いは、本料金の支払いとは別途、本サービスを利用する都度発生するものとし、当該個別料金の内容は別紙 1 およびG・O・G規約に定めるとおりとします。
2. 本料金は、次条に定める本サービスの提供開始日より発生するものとし、当月分の本料金の支払義務は、翌月 1 日に生じるものとします。なお、次条に定める本サービスの提供終了日が月の途中であっても、当該月の本料金の日割り計算は行わないものとします。
3. 当社は、当月分の本料金を、翌月 1 日以降に支払期日が到来する電力供給契約に基づく料金と合算して利用者に請求するものとし、利用者は当該請求に従いこれを支払うものとします。この場合、本料金の支払方法は、本料金を合算する電力供給契約に基づく料金について電気供給約款及び電気供給契約が定める内容に準じるものとします。ただし、当社の判断によりこれによりがたい場合は、利用者は、本料金を、別途当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、支払いに関連して発生する手数料等の費用は利用者の負担とし、当社が当該費用を請求する場合はこれを支払うものとします。
4. 当社は、利用者が当社に対して負う債務の支払を遅延したときは、利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率 14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

#### 第6条（本サービスの提供期間）

1. 本サービスの提供開始日は、利用者に対する電力供給サービスの供給開始日の翌月 1 日とします。
2. 本サービスの提供終了日は、次条第 2 項に定める本サービスの解約日とします。ただし、電力供給契約の終了により、電力供給サービスと本サービスの提供が終了する場合には、電力供給サービスの供給終了日が属する月の末日を、本サービスの提供終了日とします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社とG・O・Gとの提携関係が終了した場合、その事由の如何を問わず、G・O・Gとの提携関係が終了した日をもって、本サービスの提供は当然に終了するものとします。

## 第7条（解約）

1. 利用者は、当社が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。
2. 前項に基づく本サービスの解約日は、各月の1日から25日までに解約手続きを行った場合は当該月の末日、各月の26日から末日までに解約手続きを行った場合はその翌月の末日とします。

## 第8条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスの利用権の転売および貸与、その他不正の目的をもって本サービスを利用すること。
- (2) 本サービスの利用に関する権利義務の全部または一部について、譲渡、貸与または質入等の担保設定、その他の処分を行う行為。
- (3) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (4) 本サービスを通じて入手した情報の改変、翻案、編纂、修正、データベース化、商用利用等の行為。
- (5) 本サービスの運営を妨げる行為およびそのおそれのある行為。
- (6) 対象規約等のいずれかの条項に反する行為。
- (7) その他、当社が不適切・不相当と判断する行為。

## 第9条（損害賠償）

1. 利用者が、本サービスの利用に関して、利用者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、利用者は、当社が被った一切の損害を賠償するものとします。
2. 利用者が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は、自己の責任と費用負担でこれを解決し、当社に一切迷惑をかけないものとします。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合は、利用者はその責任と費用負担において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。また、当社が当該第三者からの責任追及への対応に要した一切の費用について、当社は利用者に求償することができるものとします。
3. 当社が提供するサービスは本サービスに限定されるため、本サービスに関連する部分を超えて、当社は訪問サポートサービスについて一切責任を負うものではありません。

## 第10条（本サービスの中止・停止）

1. 当社は、以下の何れかの事態が発生した場合には、当社が適当と判断する方法で利用者に告知することにより、本サービスの全部もしくは一部を中止または停止できるものとします。

ただし、緊急やむを得ない場合には、当社は、事前に告知を行うことなく本サービスの全部または一部を中止または停止できるものとします。

- (1) 本サービスを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合。
  - (2) 火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難な場合。
  - (3) 電気通信事業者の役務が提供されない場合。
  - (4) その他、本サービスの運用上または技術上の理由により、本サービスの中止または停止が必要または適切と当社が判断した場合。
2. 前項に従い、当社が本サービスの中止または停止を行った場合、当社は利用者およびその他の第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

#### **第 11 条（本サービスの提供に関する免責事項）**

1. 当社は、本サービスの利用により利用者が何らかの損害を被った場合、その損害が当社の故意または重過失により発生したものでない限り、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。また、いかなる場合においても、当社は、天災地変、原因不明のネットワーク障害等の不可抗力により生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、本規約に別段の定めのある場合を除き、本サービスの提供の遅滞、変更、中断、中止、停止および廃止に関連して利用者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。
4. 利用者は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の利用者やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該利用者やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、利用者は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。
5. 訪問サポートサービスはG・O・Gにより提供および実施されるものであり、訪問サポートサービスに関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。

#### **第 12 条（当社からの解除）**

当社は、本サービスの利用に関して、利用者が次のいずれかに該当した場合には、何らの事前の通知または催告なしに、本サービスが附帯する電力供給契約を即時解除できるものとします。なお、利用者が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスに関する

る契約についても同様に解除することがあることを、利用者は予め了承するものとします。

- (1) 対象規約等の一に違反する行為を行った場合。
- (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合。
- (3) 本料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
- (4) その他当社が利用者として不適切と判断した場合。

### **第 13 条（告知・通知・連絡等）**

当社は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当と判断する方法により、利用者に随時必要な事項の告知・通知・連絡等を行うものとします。

### **第 14 条（第三者への委託）**

当社は、本サービスに関する当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

### **第 15 条（債権の譲渡等）**

利用者は、本サービスに関して当社が利用者に対して有する債権がある場合、その全部または一部を当社が指定する譲渡先に譲渡する場合があることを予め承諾するものとします。

### **第 16 条（個人情報）**

当社の個人情報の取り扱いについては、当社が別に定めるプライバシーポリシーに定めるとおりとします。なお、利用者は、本サービスの提供にあたり、利用者の個人情報を当社がG・O・Gに提供すること、およびG・O・Gが当該個人情報を、G・O・G規約その他G・O・Gが別に定めるプライバシーポリシーに基づき利用することに同意するものとします。

### **第 17 条（準拠法）**

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

### **第 18 条（合意管轄）**

本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第 19 条（反社会的勢力の排除）**

1. 利用者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
  - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、

- および、過去5年以内に反社会的勢力でなかったこと。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
  - (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
2. 利用者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
    - (1) 当社または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為。
    - (2) 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
    - (3) 当社に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
    - (4) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
    - (5) 前各号に準ずる行為。
  3. 利用者は、利用者が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報および当社の報告に必要な協力を行うものとし、
  4. 当社は、利用者に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本規約に基づく契約等その他利用者と当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとし、
- なお、本項による解除が行われた場合であっても、利用者は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、利用者に対する損害賠償請求は妨げられないものとし、

## 附則

### 第1条（本サービスの特典付与）

1. 当社は、利用者に対する本サービスの提供が継続する限り、利用者に対して別紙2に定める通信端末修理費用保険特典を付与するものとし、
2. 引受保険会社は、さくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）であり、引受保険会社と当社が動産総合保険契約を締結し、被保険者を利用者とするもので、前項の特典が付与されるものとし、
3. 利用者は、前項の保険契約の被保険者となることにつき、予め同意するものとし、
4. 引受保険会社に対する保険料の支払いは、当社が行います。

2025年3月24日制定

### 1. テクニカルサポートの概要

- (1) 「テクニカルサポート」とは、G・O・Gの提供する訪問サポートサービスを、以下の割引条件にて利用できるサービスをいいます。

■【法人事業者向け「オフィスネットワーク機器の訪問サポート」】

サービス内容はホームページ(<https://www.gog.co.jp/office.php>)（以下「HP」といいます。）に記載の通りとします。

料金は、HPに記載のサポート料金定価の10%割引とします。ただし、訪問料金、指名料金、通常時間外料金、エリア外訪問料金及びキャンセル料金は割引適用対象外とします。

- (2) G・O・Gの提供する訪問サポートサービスの概要・条件等は、本規約制定時点において、「2. 訪問サポートサービスの概要」以降のとおりです。利用者は、G・O・Gへの申込時に、都度、最新のG・O・G規約を確認するものとし、利用者の自己の判断と責任において、訪問サポートサービスを利用（申込み・契約締結を含みます。）するものとします。
- (3) 当社は、利用者の訪問サポートサービスの利用およびそれに関連して生じた利用者または第三者の損害に対して、いかなる責任も負わず、また一切の賠償・補償も行いません。

### 2. 訪問サポートサービスの概要

- (1) 訪問サポートサービスとは、利用者のもとに、G・O・Gの専門スタッフが訪問し、パソコンやルーターなどの機器の設定や、デジカメやプリンターなどの周辺機器の使い方などを有料（別途G・O・G所定の料金表に基づき、訪問サポートサービスの利用に応じて利用者はG・O・Gに支払いを行う必要があります。）にて利用可能なサービスです。

- (2) 訪問サポートサービスでは、G・O・Gは、利用者に対して、前述の割引価格による対応サポートを実施します。

- (3) 訪問サポートサービスの内容、料金等は、以下のURLに規定されます。

■法人事業者向け「オフィスネットワーク機器の訪問サポートサービス」

「オフィスネットワーク機器の訪問サポート利用契約

(URL : [https://www.gog.co.jp/terms/office\\_visitsupport.php](https://www.gog.co.jp/terms/office_visitsupport.php))」

- (4) 訪問サポートサービスの内容は、予告なく内容が変更されることがあります。

### 3. サポート範囲

(1) 対象機器

- ① 日本国内でご購入されたパソコン及び周辺機器・スマートフォン・タブレット・インターネット対応機器
- ② 現在もハードウェア及びソフトウェアメーカーがサポートしている範囲内

(2) サポートエリア

「2. 訪問サポートサービスの概要」第3項記載のURLにてご確認ください。

(3) 電話受付時間：10時～20時(土日祝日も営業)

※年末年始(12月31日～1月3日まで休み)

(4) サポート開始時間：8時～23時(土日祝日も営業)

※年末年始(12月31日～1月3日まで休み)

#### 4. 利用方法

訪問サポートサービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- (1) 利用の連絡を下記の間合せ窓口へ、利用者本人から直接電話によりご連絡ください。
- (2) 間合せ窓口では、利用者からの連絡を受けた際に、利用者の本サービスの加入状況等の照会・確認をします。
- (3) 間合せ窓口では、利用者の本サービスの加入が確認できた場合、利用者の状況をヒアリングし、概算見積もり金額を提示いたします。なお、実際の状況の診断前のため、この時点の見積もりは概算のものとなります。実際の訪問サポートサービス提供時の診断後に見積もり金額が変わる場合もあります。
- (4) 利用者とG・O・Gのスタッフが相談の上、利用者が訪問サポートサービスの利用を希望する場合は、G・O・Gのスタッフの訪問等の日時を決定し、スタッフが利用者の自宅や会社等指定の場所に訪問等します。
- (5) G・O・Gのスタッフが訪問等し、サポート作業を実施後、利用者は、G・O・Gの請求に従い、G・O・Gに対して訪問サポートサービス料金を支払うものとします。

記

【間合せ窓口】Tel：0120-961-023

以上

#### 5. 訪問サポートサービスの中断・中止

以下のいずれかに該当する場合、G・O・Gのスタッフは、訪問サポートサービスのサポート作業を実施せずに作業を終了する場合があります。

- (1) 申込内容がサポートの対象外である場合
- (2) 申込内容に虚偽の事項が確認された場合
- (3) サポートに必要な情報等を開示いただけない場合
- (4) サポートに必要な機器や環境が整っていない場合



- (5) 対象機器に致命的障害があり、サポートを行えない場合
- (6) サポートの過程で、申込内容以外の追加作業が必要になり、追加料金のお支払いに承諾を得られない場合
- (7) 違法コピー等、日本国の法令に違反するサポートを要求された場合
- (8) その他G・O・Gの定める場合

## 6. 免責事項

- (1) 訪問サポートサービスにおけるサポートは、情報の制限及び技術的な制限等を受けることから、正確性、利便性、有用性、完全性等を保証するものではありません。
- (2) サポートを利用することにより、対象機器のメーカー等の保証が受けられなくなる場合があります。
- (3) 対象機器等の環境により、サポート終了時間の保証はできません。
- (4) 作業環境及び利用者の事由により、サポート終了時間が予定より長引く可能性または終了できない可能性がある場合は、サポートを中止または延期することがあります。
- (5) その他、G・O・Gの定める事項。

以上

## 別紙2

### 通信端末修理費用保険特典

#### 1. 概要

本サービスの特典として、以下の表に記載された通信端末機器であって、「2. 対象端末（保険の対象）」に定める条件を満たすもの（以下「対象端末」といいます。）の破損・故障・水濡れ等により生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を当社、被保険者を利用者（利用者が個人の場合に限り、利用者と生計を同一にする同居の親族（2 親等以内）および別居の未婚の子を含み、以下同じとします。）とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービス（以下「本特典」といいます。）が付与されます。

対象端末の種別	
スマートフォン	タブレット端末（タブレット PC を含む）
ノートパソコン	モバイルゲーム機
モバイル音楽プレーヤー	モバイルルーター
電子決済端末	販売時点情報管理（POS）端末

#### 2. 対象端末（保険の対象）

(1) 「1. 概要」の表に記載された本サービスに付随する通信端末機器のうち、無線通信機能が内蔵された通信端末機器であって、かつ、以下各号の条件を満たすものを対象端末とします。

- ① 端末購入時及び本サービス提供開始日時時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
- ② 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末および移動体通信事業者（仮想移動体通信事業者を含みます。）によって販売された端末。
- ③ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。
- ④ 本サービス提供開始日時時点でメーカー発売日から5年以内の製品である端末。
- ⑤ 本サービス提供開始日時時点でメーカー発売日から5年以上経過した製品であって、本サービス提供開始日を起算日として1年前より後に購入されたことが証明できる端末。
- ⑥ 被保険者が所有または使用する端末。

(2) 以下のものは、対象端末から除かれます。

- ① 対象端末の周辺機器・付属品・消耗品（ACアダプター、ケーブル、マウス、キーボード、コントローラー、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、その他類似機器・製品等）。
- ② 中古製品として購入された端末で、前項各号の条件を満たさないもの

- ③ 対象端末内のソフトウェア。
- ④ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされた端末。
- ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- ⑦ 日本国外のみで販売された端末。
- ⑧ 本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。

### 3. 補償期間

被保険者は、本サービスの提供開始日から本サービスの提供終了日の属する月の末日までの期間中、本特典を利用できるものとします。なお、本サービスの提供開始日の前日以前、または本サービスの提供終了日の属する月の翌月以降に対象端末に生じた損害に対しては、本特典の適用はありません。

### 4. 保険金額及び補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

被保険者は、引受保険会社に対し、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1 被保険者あたり 1 年（初年度については、本サービスの提供開始日を起算日とする 1 年とし、次年度以降については、前年度の末日の翌日から 1 年とします。）につき以下記載の金額、端末数及び支払回数を上限として、被保険者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金として請求することができます。ただし、「■保険金が支払われない場合（除外事項）」に該当する場合、保険金は支払われないものとします。

対象端末	保険金額（※1）	端末数／利用回数
スマートフォン	修理可能：最大 15 万円（※2） 修理不能：最大 7 万 5 千円（※3）	2 端末まで／保険金支払回数は総計 2 回まで（※4）
タブレット端末（タブレット PC を含みます。）		
ノートパソコン		
モバイルゲーム機		
モバイル音楽プレーヤー		
モバイルルーター		
電子決済端末		
販売時点情報管理 (POS) 端末		

※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況（盗難を含みます。）を指します。

※2 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費について、最大金額を上

限として、引受保険会社から保険金が支払われます。なお、修理により同等品を本体交換（有償交換）した場合も修理可能扱いとなります。

※3 修理不能となった当該端末の購入価格の50%の金額について、最大金額を上限として、引受保険会社から保険金が支払われます。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等価格の機器を再購入された場合は、再購入価格の50%の金額について、最大金額を上限として、引受保険会社から保険金が支払われます。

※4 1年あたりの支払限度額は、残余保険金額（※5）または15万円（修理可能の場合）もしくは7万5,000円（修理不能の場合）のいずれか低い方の金額とします。また、支払回数は同一端末か異なる端末であるかを問いません。ただし、同一事故による求償は1度きりとします。

※5 「残余保険金額」とは、修理可能の場合、年間修理費用保険金額からその年度の既払修理費用保険金を控除した金額をいい、修理不能の場合は、年間修理費用保険金額に50%を乗じた金額からその年度の既払修理不能保険金を控除した金額をいいます。

#### ■保険金が支払われない場合（除外事項）

前述の保険金支払要件をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。また、メーカー保証等その他の補償制度による補償が、本特典の保険金による補償と重複した場合には、当該他の補償制度による補償が本特典に優先することとします。

- (1) 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の役員・業務に従事中の使用人のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する損害
- (2) 被保険者と同居するものまたは被保険者の親族の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する損害
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故その他の放射線照射または放射能汚染による損害
- (6) 前三号の事由によって発生した事故の拡大、発生原因が何であるかにかかわらず、損害の直接の原因となった事故の前三号の事由による拡大（事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。）または前三号の事由に伴う秩序の混乱による損害
- (7) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- (8) 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災による損害（ただし、対象端末が屋外に所在する場合に限りません。）
- (9) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による場合。（ただし、消防または避難に必要な処置による場合を除きます。）
- (10) 対象端末を加工または改造した場合（修理を除きます。）

- (11) 対象端末に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による損害。（ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。）
- (12) 自然の消耗、劣化もしくは縮みまたは性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等による損害
- (13) メーカーまたは販売会社が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含みます。）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由による損害
- (14) 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含みます。）
- (15) 詐欺または横領によって生じた損害
- (16) 被保険者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (17) すり傷、汚れ、しみ、焦げ等、対象端末の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- (18) 本サービスの提供開始日より前または本サービスの提供終了日の属する月の翌月以降に対象端末に生じた損害
- (19) 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー（日本国外メーカーを含みます。）純正品以外の通信端末機器および技適マーク・PSEマークを取得していない通信端末機器の場合
- (20) 対象端末を被保険者以外の親族・知人等の個人から、またはフリーマーケット・オークション等から購入・譲受した場合
- (21) 対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- (22) 対象端末を被保険者以外の者が使用している場合
- (23) 対象端末にかかった修理費用以外の費用（見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）
- (24) 日本国外で発生した事故（盗難を含みます。）による損害
- (25) 紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害
- (26) ソフトウェアの瑕疵または障害による損害
- (27) 被保険者が対象端末を第三者に譲渡した場合
- (28) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (29) 虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合

**【提出必要書類】**

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書</li> <li>② 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの</li> <li>③ 損害状況・損害品の写真</li> </ul>

	④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの ③ 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④ 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの（※6） ⑤ 損害状況・損害品の写真 ⑥ 盗難届受理証明（盗難の場合のみ）

※6 事故が起きた対象端末の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。

#### 5. 保険金請求先

- ① 当社サービスページ「[https://haluene.co.jp/lp/technical\\_support/](https://haluene.co.jp/lp/technical_support/)」にアクセスし、WEB保険金請求画面に移動します。（該当ボタンクリック）
- ② WEB ページに表示されているフォームに必要事項を入力します。
- ③ 必要書類をアップロードします。

保険金請求に関するお問い合わせ先

さくら損害保険 保険金請求窓口 電話番号：0120-982-267

受付時間：10:00～19:00（年末年始は除きます。）

以上